

上 告 状 兼 上 告 受 理 申 立 書

令和4年12月16日

最高裁判所 御中

上告人兼申立人代理人弁護士 北 口 雅 章

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

上告人兼申立人 名 古 屋 市

上記代表者市長 河 村 た か し

〒460-0002 名古屋市中区丸の内三丁目6番4号

リバーパーク丸の内ビル10階

北口雅章法律事務所 (送達場所)

上記訴訟代理人弁護士 北 口 雅 章

電 話 (052) 950-2632

FAX (052) 950-2633

〒461-0005 名古屋市東区東桜一丁目13-2

被上告人兼相手方 あいちトリエンナーレ実行委員会

上記代表者会長 大 村 秀 章

負担金交付請求上告兼上告受理申立事件

訴訟物の価額 3380万2000円

ちょう用印紙額 24万4000円

印紙貼付欄

上記当事者間の名古屋高等裁判所令和４年（ネ）第５０８号・負担金交付請求
控訴事件について、令和４年１２月２日に言い渡された判決は、全部不服であるから
上告提起及び上告受理の申立てをする。

第１ 原判決の表示

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

第２ 上告の趣旨

原判決を破棄し、さらに相当の裁判を求める。

第３ 上告受理申立ての趣旨

- 1 本件上告を受理する。
- 2 原判決を破棄し、さらに相当の裁判を求める。

第４ 上告及び上告受理申立ての理由

追って上告理由書及び上告受理申立て理由書を提出する。

附 属 書 類

- 1 委任状 1 通

以 上